

# 学校体育施設の利用再開に伴う感染症予防対策（利用者向け）

## 利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - ・利用前2週間における以下の事項の有無
    - 平熱を超える発熱
    - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
    - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
    - 嗅覚や味覚の異常
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 施設の利用前に検温を実施すること
- 施設の利用受付時に、代表者が「市原市学校体育施設来館者情報及び同意書」及び「団体名簿」を記入し、保管すること
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること
- 共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

## 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
  - ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
  - ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
  - ・マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること

※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと

□飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること

□スポーツドリンク等の回し飲みはしないこと

□飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

- ・イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること、また、スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- ・飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

□使用した全ての施設備品の消毒作業を行うこと、また、ドアノブや手すり、照明のスイッチなど利用の際に触れる箇所の消毒作業を併せて行うこと

□消毒作業の時間を考慮し、利用を早めに切上げ、指定された利用時間を超過しないこと

□消毒作業に使用するタオルやアルコール、次亜塩素酸ナトリウムや界面活性剤の製品（※）で作った消毒液は利用者が用意すること

※添付資料を熟読いただき、消毒作業の参考としてください。

※添付資料はn i t e（独立行政法人製品評価技術基盤機構）から公表された資料です。各利用者において、最新情報をご確認いただき、感染症予防に努めてください。

【n i t e 参考QRコード】

